

## ～ 手引き ～

市民の快適な暮らしを支える持続可能で効率的な都市構造の実現及び子育てに対する安心感を醸成する多世帯化を図るため、立地適正化計画で設定した居住誘導区域（以下「まちなか」という。）への移住者に対して予算の範囲内において、住宅の新築や取得、増改修に係る費用を補助します。

この手引きでは、補助金交付までに要する書類の作成や提出等の手続きについて説明します。手続きにあたっては、内容のご確認をお願いします。



## もくじ



補助金の概要	2
補助金交付までの手続きの流れ	3
補助対象の内容	4
申請に必要な書類	6
補助金請求に必要な書類	11
その他申請にあたっての注意事項	12
記入例 浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金	14
参考例（領収書）	18
請求書	20
よくあるご質問	22
【参考】ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金	25
【参考】結婚新生活支援事業補助金	26





## 補助金の概要



まちなか（居住誘導区域）へ移住する方に新築・取得、増築・改修費用を補助します！

対象となる移住のイメージ



※居住誘導区域内の災害リスクエリアは居住誘導区域外となります。（詳細は P. 23, 24 参照）

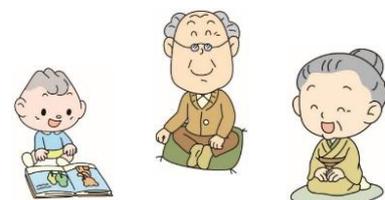
補助限度額	ハマライフ (各対象経費の1/2まで)	結婚新生活支援事業 (各対象経費の10/10まで)
補助額	～30万円	～30万円
※3世代同居の場合の 補助額	～50万円	～50万円

**補助は、以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。**

- 補助申請する年度内に、「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」または「結婚新生活支援事業補助金」の交付決定を受けていること
- 移転世帯が補助対象住宅に移転する直前に連続して1年以上、居住誘導区域内に居住していないこと
- 補助対象世帯の人数の合計が2人以上であること
- 補助対象住宅に5年間以上継続して居住する方
- 浜松市税や市営住宅家賃等を完納していること
- 世帯に暴力団員等がないこと
- 他の公的制度や公共事業による補助や補償の対象と重複していないこと

**※3世代同居の場合は以下のすべてにあてはまる場合に対象となります。**

- 小学生以下のお子様と暮らす子世帯の方
- 子世帯の親世帯が、補助対象住宅に移転する直前に連続して1年以上離れて暮らしていること  
(実態及び住民票)
- 新たに同居もしくは隣接地に居住すること
- 同居を5年間以上継続する方



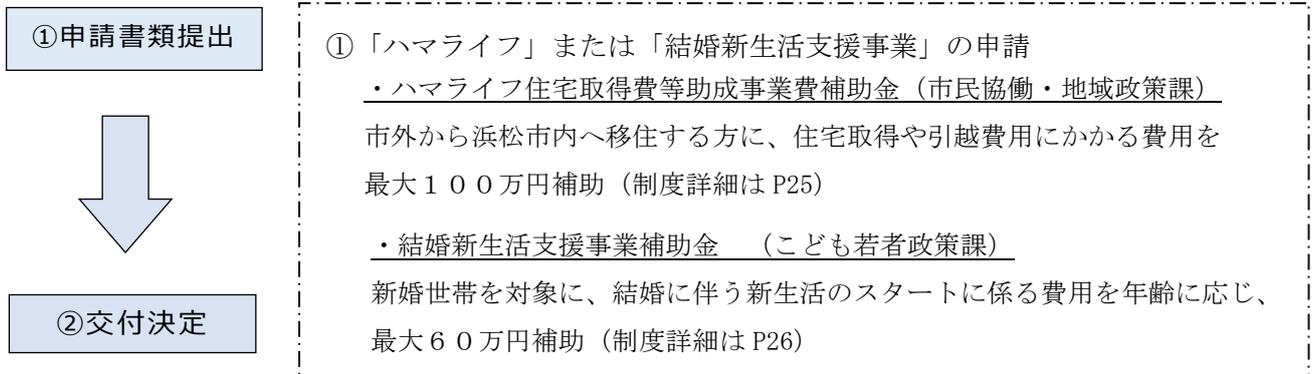


# 補助金交付までの手続きの流れ



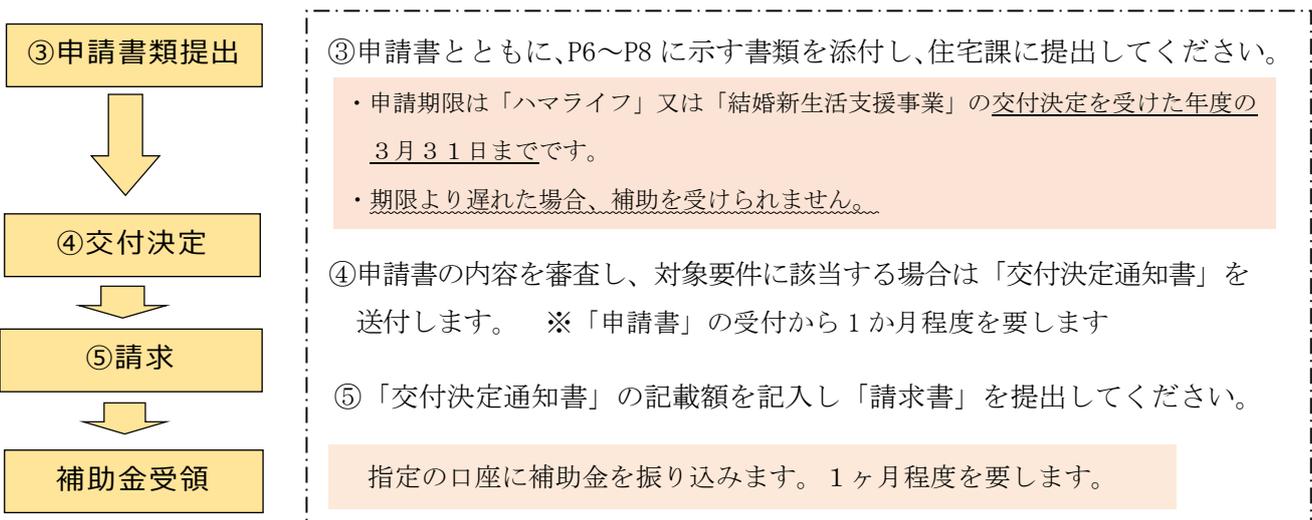
□申請者は補助対象事業の契約者となります。

## STEP1「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「結婚新生活支援事業補助金」の申請

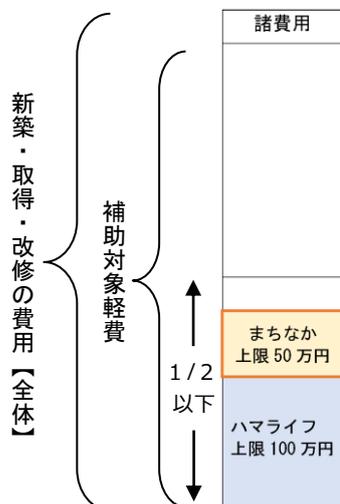


～「ハマライフ」又は「結婚新生活支援事業」の交付決定後～

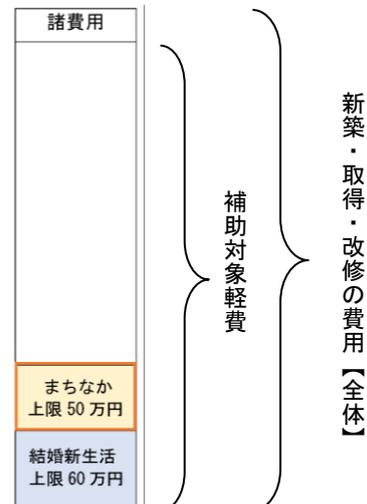
## STEP2「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金」の申請



### 「ハマライフ」対象者



### 「結婚新生活」対象者





## 補助対象の内容



- ・居住誘導区域外の住宅は補助対象になりません。
- ・他の制度による補助金の対象となっている部分は補助対象になりません。
- ・他の公共事業によるものは、補助対象になりません。
- ・消費税は補助対象になりません。
- ・新築・取得と増築・改修の併用はできません。

### (例) 併用不可のケース

- ・「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金」の住宅取得と改修を併用して申請する。
- ・「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」を住宅取得で申請し、「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金」を改修で申請する。

- ・店舗等を兼ねる住宅の場合は、店舗等の住宅に要する経費は補助対象外です。
- ・補助の上限は、「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」は対象軽費の 1/2 まで、「結婚新生活支援事業費補助金」は 10/10 までです。
- ・補助対象は千円単位（切捨）です。

### 【新築・取得】

補助額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金：1 / 2</li> <li>・結婚新生活支援事業費補助金：10 / 10</li> </ul> <b>【居住誘導区域内へ移住する方】</b> ～30万円 <b>【3世代同居で居住誘導区域内へ移住する方】</b> ～50万円
対象となる住宅	世帯員が自ら居住するために申請者が新築又は取得する居住誘導区域内の住宅 ※新築住宅・中古住宅どちらも可 ※分譲マンション可
補助対象となる費用	新築工事費用（居住の用に係る部分） 建売・中古住宅、分譲マンション等の購入費

#### ×対象とならない費用の一例

- ・土地の購入費用
  - ・工事中の仮住宅に関わるもの
  - ・独立した家具、電化製品、暖房器具、照明器具、カーテン等の備品
  - ・公的機関への手続き費用
  - ・併用住宅における居住用以外の部分
- など

## 【増築・改修】

補助額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金：1 / 2</li> <li>・結婚新生活支援事業費補助金：10 / 10</li> </ul> <p>【居住誘導区域内へ移住する方】</p> <p>～30万円</p> <p>【3世代同居で居住誘導区域内へ移住する方】</p> <p>～50万円</p>
対象となる住宅	世帯員が所有している居住誘導区域内の住宅
主な補助対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費</li> <li>・間取りの変更工事費</li> <li>・外壁、屋根の改修工事費</li> <li>・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費</li> <li>・床、内装、天井等の改修工事費</li> </ul>

### ×対象とならない費用の一例

- ・外構、植栽、居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に関するもの
- ・ハウスクリーニング、シロアリ駆除に関するもの
- ・自身で部品等を購入し、増築・改修を行うDIY等、請負によらない工事
- ・工事中の仮住宅に関わるもの
- ・独立した家具、電化製品、暖房器具、照明器具、カーテン等の備品 など

### 注意



同居する場合、世帯毎の収入計算等により、保育所の利用、介護保険料などに影響がある場合がありますので、利用を考えている方はご確認ください。

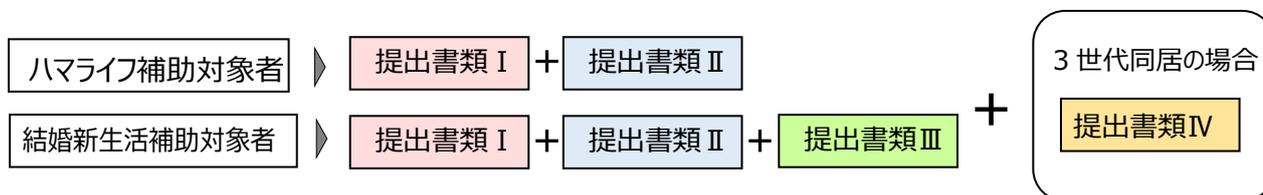


## 申請に必要な書類



### 【留意事項】

- 提出いただいた書類は返却できません。必要な場合は、予めコピーをお取りください。
- 新築・取得、増築・改修における平面図、配置図、面積表は原則、建築士、土地家屋調査士、測量士等の資格者が作成した建築確認申請等の法的手続きに添付した図面とします。



### 【提出書類Ⅰ】

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>「ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「結婚新生活支援事業補助金」の交付決定通知書のコピー</b> ※当該年度に決定したもの
<input type="checkbox"/>	<b>浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書（第1号様式）</b> 記入例 P.14 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ※申請者印は、認印可（シャチハタ不可） <u>本補助金に関する一連の手続きですべて同じ印を使用してください。</u>
<input type="checkbox"/>	<b>契約書または請書のコピー（売買契約書、工事請負契約書等）</b> ・請負金額、業者名、収入印紙、業者の押印のあるもの。 ・契約書で対象費用の明細が確認できない場合は、確認できるものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	<b>対象事業の領収書のコピー（補助対象経費の支出が分かる書類）</b> 参考例 P. 18 ・申請者に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地の記入、押印等があること。 ・収入印紙が貼り付けされ、消印があること。（収入印紙が不要なケースを除く） ・対象内容に係る領収書であることが確認できること。 ※領収書に内訳が記載されていない場合は、補助対象経費の内訳がわかる精算書や請求書、契約書、仕様書等をあわせて提出してください。 ※金融機関が発行する振込金受領書等の場合は、本事業の振込であることが確認できるよう、振込先口座及び振込金額等が分かる請求書や契約書などをあわせて提出してください。
<input type="checkbox"/> ※	<b>他の補助金の交付決定書と対象範囲の分かる書類（詳細見積書）等</b> ・ <u>対象住宅が他の補助金を受けている場合のみ</u> ・補助を受ける住宅の部位が、他の補助金を受けている場合は補助の対象となりません。 ・他の補助金を受けている場合は、その対象範囲が、本補助金と重複していないことがわかる書類を提出ください。
<input type="checkbox"/> ※	<b>その他市長が必要と認める書類</b> ・対象となる住宅や世帯の状況、工事内容などにより、上記書類の他に審査に必要な資料を求められることがあります。

□※…一部の方に提出いただく書類

## 【 提出書類Ⅱ 】

「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書（裏面）」の「補助対象要件に関する誓約書」のNO.11に同意される場合は、提出書類Ⅱを省略できる場合があります。

「補助対象要件に関する誓約書」No.11

「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の申請時に提出した書類を、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金の申請に利用することに同意します。



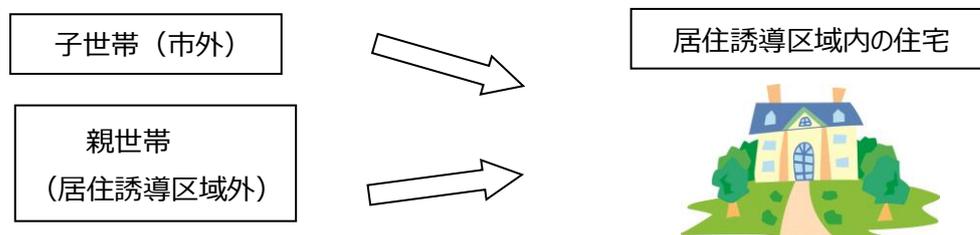
**「ハマライフ」又は「結婚新生活支援事業」の申請時に下記（提出書類Ⅱ）を提出していない場合は、誓約書に同意があった場合でも省略は出来ません。（※留意事項1）**

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>補助対象世帯全員の住民票の写し又はそれに代わるもの</b> 取得方法 P.10 ・申請日から3か月以内に発行されたもの ・生年月日、続柄、前住所の記載があること ・マイナンバーの記載のないもの
<input type="checkbox"/>	<b>移転世帯全員の戸籍の附票又はそれに代わるもの</b> 取得方法 P.11 補助対象住宅に <u>移転する直前に連続して1年以上</u> 、住民登録により本市の居住誘導区域内に居住していないことの確認をするため。 ※ハマライフ申請時に「住民票の除票」を提出した方で、「市外」から「他住宅（民間賃貸住宅）」などを經由せずに、「補助対象住宅」に移転したことが確認できる場合は、添付を省略できることがあります。（留意事項2）

### 【留意事項1】

**「ハマライフ」又は「結婚新生活支援事業」の申請時に提出している書類のみ省略できます。**

（例）：市外に居住する子世帯が本市の居住誘導区域内に新築住宅を建て、本市の居住誘導区域外に居住する親世帯とともに、新たに3世代同居を行う。



① 「ハマライフ」の申請時に子世帯の戸籍の附票を提出

② 「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金」の申請

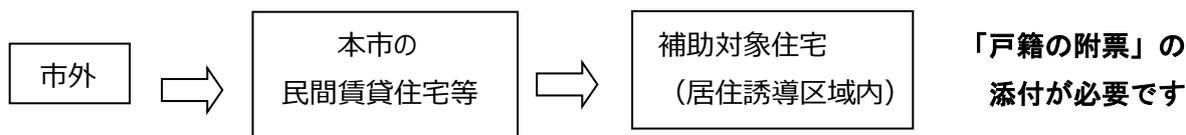
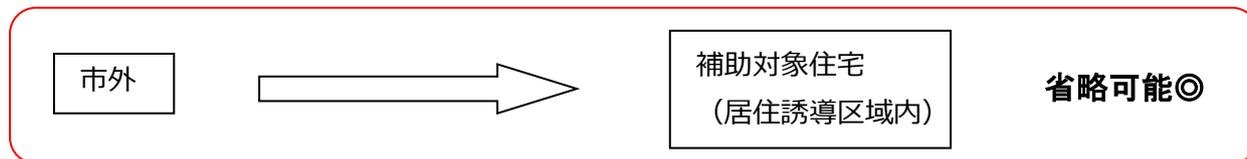
子世帯・親世帯がともに移転するため、両世帯の「戸籍の附票」が必要であるが、子世帯の「戸籍の附票」はハマライフ申請時に提出しているため省略可能

子世帯の戸籍の附票→省略可能◎（「ハマライフ」申請時に提出しているため）

親世帯の戸籍の附票→添付をお願いします。

**【留意事項 2】**

ハマライフ申請時に「住民票の除票」を提出した方で、「市外」から他の住宅（民間賃貸住宅等）を経由せず、「補助対象住宅」に直接移転したことが確認できる場合は、戸籍の附票を省略できます。



※住民票の除票のみでは「移転する直前に連続して1年以上、住民登録により本市の居住誘導区域内に居住していないこと」を確認できないため、「戸籍の附票」を添付してください。

**【提出書類Ⅲ】（結婚新生活支援事業補助金の補助対象者が必要な書類）**

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>建物の登記事項証明書（全部事項証明書）</b> 取得方法 P.11 ・申請者名義で、建物の表示または保存に関する登記を確認できるもの ・「増築・改修」の場合は、建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるものでも可能
<input type="checkbox"/> ※	<b>居住の用に供する部分の床面積が確認できる図面（平面図及び面積表など）</b> ・併用住宅の場合のみ必要です。 ・居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事（共通工事）がある場合、共通工事費の内居住部分の床面積按分の工事費のみが補助対象となります。

**【提出書類Ⅳ】（3世代同居をする世帯が必要な書類）**

チェック	共通書類以外に必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>親子関係が分かる戸籍謄本の写し</b> 取得方法 P.10 ※「ハマライフ」又は「結婚新生活支援事業」の申請時に提出している場合は省略ができます。 （「まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書（裏面）」の「補助対象要件に関する誓約書」の No. 11 に同意される場合に限りです）
<input type="checkbox"/> ※	<b>親世帯と子世帯の住宅位置および距離がわかる地図</b> ・移転後に親世帯と子世帯の住所が違う場合のみ必要です。

☐※…一部の方に提出いただく書類

## 【書類の取得について】

申請に必要な公的書類の取得方法について、浜松市の方法を記載しています。

※自治体によって取得方法などが異なる場合がありますので、各自治体の詳細は取得する自治体の担当窓口にお尋ねください。

住民票（の写し）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	
交付場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民票の写し：住民登録している市区町村役場</li> <li>●戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）：本籍地の市区町村役場</li> </ul>
<b>交付場所が浜松市の場合</b> （※住所地、本籍地が他市区町村の場合は、それぞれの市区町村にお問い合わせください。）	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</li> <li>・（代理の場合）委任状</li> </ul> ※マイナンバーカードを取得している方はマイナンバーカードをご持参ください。
交付手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し 350円/枚（窓口の場合）</li> <li>・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 450円/枚（窓口の場合）</li> </ul> ※コンビニ交付サービスを利用した場合、令和7年4月1日現在、手数料200円引きの減額キャンペーンを行っています。
交付窓口	<窓口> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所（中央区・浜名区・天竜区）</li> <li>・行政センター（東・西・南・北）、</li> <li>・支所（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）、</li> <li>・市民サービスセンター、協働センター、ふれあいセンター 等（一部を除く）</li> </ul> <窓口以外> <p>マイナンバーによるコンビニ交付サービス、オンライン申請、郵送請求等</p> ※住所・本籍の両方が浜松市の方のみ戸籍の証明書がコンビニエンスストア等で取得できます。（本籍地が他市区町村の場合は、本籍地の市区町村役場にお問い合わせください。）
住民票の写し 発行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象世帯員全員の記載があるもの</li> <li>・生年月日・続柄・前住所の記載が<b>ある</b>もの</li> <li>・マイナンバーの記載が<b>ない</b>もの</li> </ul>

詳細はホームページをご確認ください。

浜松市 HP▶（QRコードを読み取るとページが開きます）  
<https://city.hamamatsu.shizuoka.jp/siminkj/shomei/shomei.html>  
 ※『浜松市 HP トップページ』→『手続き・暮らし』→『戸籍・住民の手続き』→『証明書の取得』→『印鑑証明・戸籍・住民票 証明書取得』



## 戸籍の附票（の写し）

居住関係の記録を本籍地で公証した書類で、当該本籍地に本籍を置いてからの住所の履歴と住所を定めた日が記録されています。

※本籍を変更した場合や、結婚などで新たに夫婦の戸籍が作られた場合は、それ以降の住所しか記録されていません。

交付場所	●戸籍の附票：本籍地の市区町村
------	-----------------

### 交付場所が浜松市の場合

（※住所地、本籍地が他市区町村の場合は、それぞれの市区町村にお問い合わせください。）

持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</li><li>・請求者の認印（請求者本人が署名する場合は不要）（スタンプ式不可）</li><li>・（代理の場合）委任状</li></ul>
交付手数料	350円／枚（窓口の場合）
交付窓口	<p>&lt;窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・区役所（中央区・浜名区・天竜区）</li><li>・行政センター（東・西・南・北）、</li><li>・支所（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）、</li><li>・市民サービスセンター、協働センター、ふれあいセンター 等（一部を除く）</li></ul> <p>&lt;窓口以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・オンライン申請、郵送請求等</li></ul>






## 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）

交付場所	法務局（全国どちらの法務局でも申請できます） インターネットを通じたオンラインによる交付請求を行うことができます。
交付手数料	600円／枚（窓口） 520円／枚（オンライン請求・郵送受取） 490円／枚（オンライン請求・最寄りの登記所や法務局証明サービスによる受取）
記載内容	共同担保目録・信託目録なし



## 補助金請求に必要な書類



- 申請者名義の口座番号が確認できる通帳やキャッシュカード等（コピー可）をお持ちください。

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>請求書（第8号様式）</b> 記入例 P.20～ <ul style="list-style-type: none"><li>・補助金交付決定書に示される金額の記入があること</li><li>・申請者名義の振込口座情報を記載してください。</li><li>・押印は不要です。</li></ul>

### **🏠調査への協力について**

補助金の円滑な運用、また今後の取組の参考とするため、市による現地調査、アンケート、補助実施後の追跡調査等へのご協力をお願いします。



## その他申請にあたっての注意事項



### ●補助対象住宅への住まいの継続について

本事業については、5年間以上の居住（同居）の継続を行うことを想定しています。

5年間居住が継続できなかった場合のうち、まちなかへの住まい又は多世帯住まいとしての目的を達することができなかつたと市が判断した場合、補助金の返還を求めます。また、補助金の返還にあたっては、加算金や遅延損害金（利率：10.95% 令和7年3月1日現在）が発生することがあります。

### ●他の補助金との重複について

本事業による補助金は、他の補助制度と重複して受けることはできません。

ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。

例) 市の高齢者住宅改造費補助金で床のバリアフリー工事へ補助を受けた。本補助金では、間取りの変更への補助金を申請した。

※この場合、他の補助金の申請内容および交付決定された書類が必要となります。

### ●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理について

補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

### ●補助金交付の取消し・返還について

補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。

交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

また、補助金の返還にあたっては、加算金や遅延損害金（利率：10.95% 令和7年3月1日現在）が発生することがあります。

### ●その他

消費者トラブルを防ぐため、契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。

工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは、十分に検討してください。

住宅に関わるお悩みの相談は下記にすることができます。

住まいるダイヤル 03-3556-5147（通話料がかかります）

10:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター

（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）





# 記入例（まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金申請書）



第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

## 浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付申請書

浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者氏名 **浜松 育男**  連絡先電話番号 **(080) 〇〇〇〇-〇〇〇〇**

※申請者は補助対象費用を支払う方 上記連絡先氏名(申請者と異なる場合)( )

申請者世帯	住所	転居前 〒 434 - 0042 <b>浜松市浜名区内野123-4</b>	訂正する場合は、二重線を引き、その上に申請者の押印をしてください。			
	住所	転居後(現住所) 〒 430 - 8652 浜松市 <b>中央</b> 区 <b>元城町567-8</b>				
世帯員	氏名	年齢	申請者との続柄	氏名	年齢	申請者との続柄
	ふりがな <b>はまつ いくお</b> 申請者 <b>浜松 育男</b>	<b>35</b>	本人	<b>はまつ さち</b> <b>浜松 幸</b>	 <b>33</b>	<b>妻</b>
	<b>はまつ みらい</b> <b>浜松 未来</b>	<b>6</b>	<b>長女</b>			
【同居または三世代同居の方は下記（同居をする世帯）もご記入ください】						
同居または三世代同居対象者のみご記入ください	住所	転居前 〒 430 - 8652 <b>浜松市中央区元城町567-8</b>				
	住所	転居後(現住所) <input checked="" type="checkbox"/> 転居前と同一（記入不要） <input type="checkbox"/> 申請者転居後と同一（記入不要） 〒 - 浜松市 区				
世帯員	氏名	年齢	申請者との続柄	氏名	年齢	申請者との続柄
	ふりがな <b>たせたい たろう</b> 申請者 <b>多世帯 太郎</b>	<b>65</b>	<b>妻の父</b>	<b>たせたい はなこ</b> <b>多世帯 花子</b>	<b>62</b>	<b>妻の母</b>
収支計画	収入額			支出額		
	補助申請額	<input checked="" type="checkbox"/> 新築・取得費用 <b>¥300,000円</b>		新築・取得費用	<b>¥33,964,400円</b>	
		<input type="checkbox"/> 増築・改修費用 , 000円		増築・改修費用	円	
		<input checked="" type="checkbox"/> 同居加算 <b>¥200,000円</b>				
		(補助申請額小計) ( <b>¥500,000円</b> )				
	自己資金等 <b>¥33,464,400円</b>		合計	<b>¥33,964,400円</b>		
	合計 <b>¥33,964,400円</b>		合計	<b>¥33,964,400円</b>		
種別・契約業者	(種別)	<b>新築</b> ・取得・増築・改修				
	(名称)	<b>浜松建設株式会社</b>				
	(連絡先)	<b>053-〇〇〇-〇〇〇〇</b>				
	(所在地)	<b>浜松市中央区元城町〇〇〇番地</b>				

※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

【まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金申請書の記入例】

申請者氏名	申請者は、工事等の契約者としてください。
印	認印でも構いませんが、ゴム印（シャチハタ等）は不可です。 ※氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 <b>※押印した場合は、本補助金の一連の手続きで同じ印鑑を使用してください。</b>
電話番号	市からの問合せに使用します。固定電話・携帯電話どちらの番号でも構いませんが、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。
申請者世帯	「申請者」を含む世帯について記入してください。
住所	転居前、転居後の住所を記入します。
世帯員	全ての世帯員の氏名・申請日現在の年齢・申請者との続柄を記入してください。
同居をする世帯	申請者世帯と新たに同居する世帯についてご記入ください。
申請予定補助金額	補助金額については、事前に市にご相談いただき、金額を記入してください。
契約業者	契約業者について記入してください。 連絡先・所在地は、担当となる支店等について記入してください。

## 【まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金申請書の記入例（裏面）】

（裏面）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者氏名

### 補助対象要件に関する誓約書

補助対象要件に関する以下の項目について、誓約します。（項目の該当する□に✓印を記入してください。）

	誓約項目	誓約欄	
		はい	いいえ
1	補助を受ける住宅は、自ら居住している住宅です。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	移転後の住宅は、居住誘導区域内にあります。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	移転世帯（移転世帯が複数ある場合は、いずれか1つ以上の世帯）が補助対象住宅に移転する直前1年以上、住民登録により本市の居住誘導区域内に居住していないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	要綱、規則の条件に反し、既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	国・県・市の同様の補助金交付や他の公共事業の補償等と重複する部分はありません。また、過去に受けた補助に要件がある場合は、その要件に反しません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	本補助金の受領後、5年間以上補助対象住宅での居住を継続します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	5年間居住が継続できなかった場合のうち、まちなかへの住まい又は多世帯住まいとしての目的を達することができなかったと市が判断した場合、補助金の返還を求めます。また、補助金の返還にあたっては加算金や遅延損害金が発生することがあります。（利率：10.95%（令和7年3月1日現在））	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	補助を受けるにあたり、法令を遵守（順守）します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	外国籍の方がいる場合は、日本国の在留資格を有しています。または外国籍にあたる方はいません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	補助金の交付申請に伴い、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付要綱第3条第1項第6号の規定により、市において、補助金交付申請書に記載した者の市税及び市営住宅家賃の納付・納入状況について確認することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	「浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金」又は「浜松市結婚新生活支援事業補助金」の申請時に提出した書類を、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金の申請に利用することに同意します。 ※同意する場合、浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金交付要綱第7条第1号イ、ウ及び第3号アの添付を省略できます。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	補助金の交付申請にあたり、以下の事項について誓約します。 また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。 次に掲げる者のいずれにも該当しません。 （1）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。） （2）暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。） （3）暴力団員等と密接な関係を有する者 （4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	【三世代同居】親世帯と子世帯は移転する直前に連続して1年以上同居をしていません。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	【三世代同居】本補助金の受領後、5年間以上同居を継続します。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

（注）確認欄の1～10及び12～14の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため交付決定できません。

【まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金申請書の記入例（チェックシート）】

申請者氏名	申請書と同じ方の氏名を記入してください。
誓約欄	誓約項目の該当する□にレ点を記入してください。 ※誓約欄の1～10及び12～14の「いいえ」に✓がある場合、補助対象要件に該当しないため交付決定できません。 虚偽の報告があった場合には、補助を受けることができません。



<h3>領収書</h3>	
浜松 育男 様	 収入 印紙
¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇—(税抜金額 ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇)	
<p>但し、浜松 育男様邸新築工事代として 上記正に領収いたしました。</p>	
令和7年9月15日	浜松建設株式会社 053-000-0000 浜松市中央区元城町〇〇〇番地番
	

## 【領収書の参考例】

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

年月日	領収書の発行日を記載 ※通常、工事等の完了日以後の日となります。
宛名	申請者宛になっていること
金額及び支払内容	但し書きなどで、補助対象の内容であることが確認できること
発行者	発行者の押印（社印または代表者印）があること
収入印紙	消印が押してあること ※収入印紙が不要なケース（金額が5万円未満(税抜)、クレジット払い、個人間売買、電子で交付された領収書等）で、収入印紙が不要である旨を確認できる記載がある場合は不要です。



### 【注意事項】

対象事業の支払を複数回に分けて支払っている場合(※)、そのすべての領収書が必要になります。

(※)例：新築費用手付金・契約金→中間金・上棟金→最終金など



# 記入例（請求書）



第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所 浜松市 **中央区元城町567-8**

氏名 **浜松 育男**

## 請求書

年 月 日付け浜松市指令都住第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額	金	千	百	十	万	千	百	十	円
	金		¥	5	0	0	0	0	0
振込口座	金融機関名	<b>浜松銀行</b>							
	支店名等	<b>浜松支店</b>							
	預金種別	普通・当座							
	口座番号	<b>123456</b>							
	口座名義 (カタカナ)	<b>ハママツ イクオ</b>							

### 【請求書の記入例】

申請者住所、氏名	申請者の住所・氏名を記入してください。 ※押印不要
振込口座	<p>補助金額の振り込みを希望する下記口座情報を記入してください。 なお、申請者名義の口座としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・金融機関名</li><li>・支店名等</li><li>・預金種別</li><li>・口座番号</li><li>・口座名義（カタカナ）</li></ul> <p>※振込口座情報に誤りがあると、振込ができません。 誤りのないよう、通帳等で確認のうえ、ご記載ください。</p>



●定義について

Q「子世帯」とは何ですか？	A小学生以下の子どもと、子どもの親を含んだ世帯をいいます。
Q「親世帯」とは何ですか？	A小学生以下の子どもからみた、祖父母の世帯をいいます。
Q「3世代同居」とは何ですか？	A親世帯と子世帯が、同居もしくは隣接地に居住することをいいます。

●助成対象者について

Q申請者の世帯員であれば、誰が申請してもよいですか？	A世帯員のうち、補助対象事業の契約者が申請者として申請することとなります。窓口で申請の手続きをする方は、申請者の世帯員の方であれば、申請者本人以外でも手続き自体はできます。
Q補助金を受領した後に、同居を解消することになりました。問題ありますか？	A補助金交付後、5年間調査を実施します。その際に、補助対象住宅からの転居や同居の解消等がされ、補助の目的が達せられなかったと市が判断する場合には、補助金の返還となりますので、ご注意ください。なお、返還となった場合は、補助金の返還の他に加算金を請求し、補助金の返還が遅れた場合は損害遅延金を請求します。なお、交付の条件を満たすことが困難になった場合は、速やかに当課にご報告ください。

●助成対象住宅について

Q賃貸住宅や社宅をリフォーム工事したいのですが、補助対象となりますか？	A賃貸住宅等のリフォーム工事については補助対象となりません。世帯員が自ら所有して、居住する住宅が対象です。
-------------------------------------	---

●対象工事について

Q国・県・市で他の補助金と両方申請できますか？	A本事業による補助金対象と、市や国等の補助金対象となっている箇所を明確に区分することが出来る場合は対象となります。
Qリフォームで、自ら部品を購入し、設置・改修する場合は補助対象となりますか？	A自ら部品を購入、設置した場合は補助対象となりません。

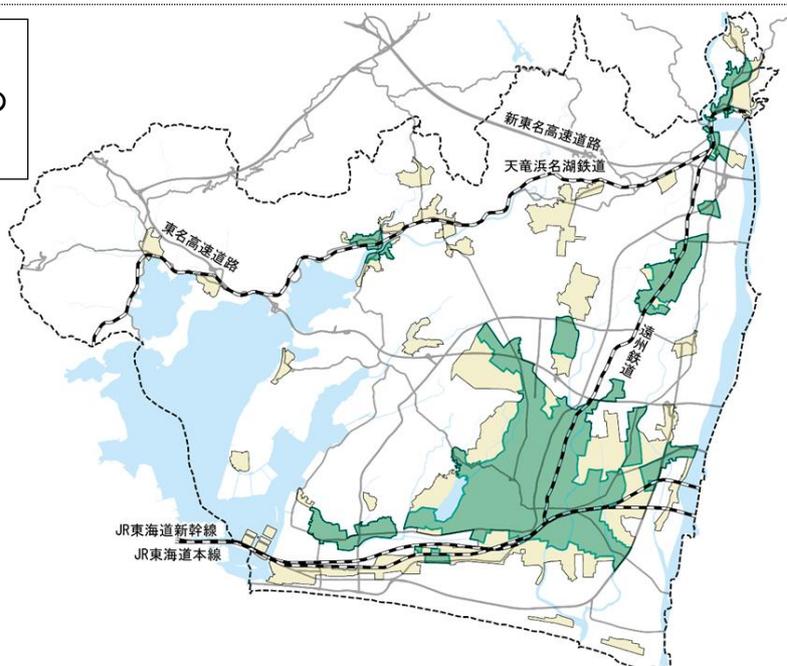
## ●申請について

<p>Q 1年以上市外に住んでいたが、住民票は移していない。補助対象になりますか？</p>	<p>A 居住実態のみで住民票の異動がない場合は補助対象になりません。</p>
<p>Q 新たに親世帯と子どもがいない子ども夫婦と同居することになり、親世帯の家を増築・改修しようと考えています。補助対象となりますか？</p>	<p>A 居住誘導区域外から居住誘導区域内での移住であれば補助対象になりますが、3世代同居については親世帯と子世帯（小学生以下の子どもがいる）の3世代同居が対象になるので、該当になりません。</p>

## ●その他

<p>Q 居住誘導区域とは何ですか？</p>	<p>A 浜松市立地適正化計画において、生活サービスが持続的に確保されるよう居住を誘導する、市街化区域内の一定の区域のことです。居住誘導区域をお調べになる場合は「都市計画マップ」をご参照ください。</p>
<p>「浜松市都市計画マップ」で検索</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid pink; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center; color: pink;"> <p>都市計画 マップ QRコード</p> </div>  </div>	<p>浜松市都市計画マップ入口          ⇒ (マップ切替) 都市計画マップ          ⇒ 住所を指定して地図を表示          ⇒ 指定した地点の「+」を選択し、「この地点の詳細を表示」を選択          ⇒ 「居住誘導区域」欄を確認</p>

■ 居住誘導区域  
 ※居住誘導区域のうち、災害リスクの高い地域は居住誘導区域外とする



- ・住宅敷地の過半が居住誘導区域にあれば、誘導区域の取り扱いとします。
- ・行為地の建物が、次に示す災害リスクエリア等にある場合には、誘導区域外として取り扱いとなります。災害リスクエリア等の範囲については、ホームページのほか所管課(P. 24)にてご確認ください。

【災害リスクエリア等の確認】

除外区域	該当	区域図等	確認先
・災害危険区域	<input type="checkbox"/>	県ホームページ「静岡県地理情報システム」	建築行政課／457-2472
・土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「浜松市防災マップ」	河川課／457-2452
・土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/>		
・砂防指定地	<input type="checkbox"/>		
・地すべり防止区域	<input type="checkbox"/>		
・急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/>		
・津波浸水想定区域 (防潮堤整備後)	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「津波浸水深マップ」	危機管理課／457-2537
・都市計画施設	<input type="checkbox"/>	市ホームページ「都市計画マップ」	都市計画課／457-2371
・生産緑地地区	<input type="checkbox"/>		緑政課／457-2597
・市民の森	<input type="checkbox"/>		市ホームページ「市民の森」
・環境整備法第二種区域	<input type="checkbox"/>	防衛省ホームページ「移転措置事業の概要」→区域指定参考→浜松飛行場	市民生活課 ／457-2231



## 【参考】ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金



浜松市では、市外からの移住者に対して、住宅取得などにかかる費用を**最大100万円**補助します。

### 【補助対象者の主な要件】

- ・ 市内に移住した日から2年以内の方
- ・ 申請者が配偶者を有し、共に50歳未満の方  
※ひとり親家庭の場合、世帯主であって50歳未満の方
- ・ 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、市外に移住し、移住する直前に連続して1年以上市外に居住していた方
- ・ 補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入している方
- ・ 市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上居住する意思を有する方
- ・ 直近1年間の申請者とその配偶者の所得が1,000万円以下である方
- ・ 市区町村税を滞納していない方



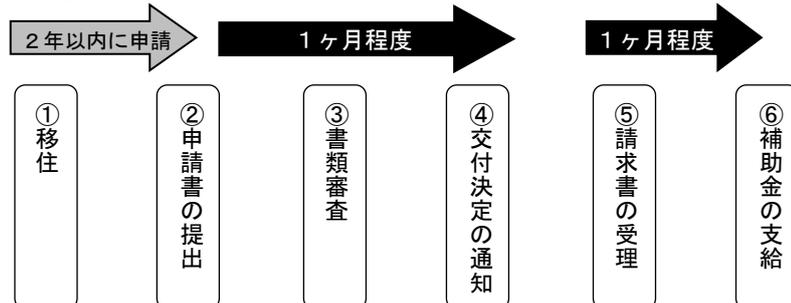
【対象住宅】居室、寝室および浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

### 【対象経費】

以下の対象経費の2分の1以内で、**上限100万円**を支給します。

新築・取得費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築住宅の工事費</li> <li>・ 建築・中古・分譲マンション等の購入費 ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く</li> </ul>
増築・改修費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設、または改修工事費</li> <li>・ 間取り変更工事費</li> <li>・ 外壁、屋根の改修工事費</li> <li>・ 排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費</li> <li>・ 床、内装、天井等の改修工事費</li> </ul>
住宅賃借費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲介手数料、敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む）・礼金、保証金（保証委託料、保険料を含む）。共益費1か月分、賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）</li> </ul>
引越移転費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用</li> </ul>
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会費1年分（自治会入会金を含む） 下記に掲げるものは中山間地域内への移住のみ対象とする</li> <li>・ 飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道を除く）</li> <li>・ 地上デジタル放送等の共聴施設管理組合等にかかる初期費用</li> </ul>

### 【補助金支給までのスケジュール】



詳細は浜松市移住促進 HP.  
「はじめよう、ハマライフ」  
でご案内しています。

### 【お問い合わせ先】

浜松市役所市民部 市民協働・地域政策課

電話:053-457-2243

Mail:

shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp



令和7年7月1日  
受付開始

## 【参考】結婚新生活支援事業補助金



浜松市では、新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助します。

### 【補助対象者の主な要件】

以下の全ての要件を満たす世帯

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 世帯の合計所得が500万円未満
  - ※令和7年度の課税（所得）証明書（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書）により確認します。
  - ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。
- 申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- 夫婦ともに市税を完納している

### 【対象経費】

令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間に支払った以下の費用。

新居の住宅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得費用</li> <li>・リフォーム費用</li> <li>・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）</li> </ul>
新居への引越費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引越業者や運送業者に支払った引越費用</li> </ul>

### 【補助上限額】

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 30万円

### 【申請窓口・お問い合わせ先】

浜松市 こども家庭部 こども若者政策課  
電話：053-457-2795  
メール：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

結婚新生活支援事業補助金



詳細は浜松市 HP  
でご案内しています。



申請受付課・お問い合わせ先

疑問点や不明点等がありましたら、  
受付窓口までお問い合わせください。

浜松市 都市整備部 住宅課

☎ : 053-457-2457 受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝除く)

FAX : 050-3730-5234

Email : jutaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 市役所本庁舎 5階